

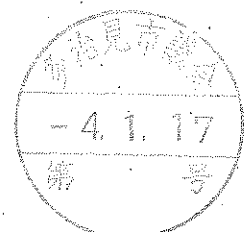
令和4年1月17日

本庁舎建設に関する特別委員会  
委員長 吉田 企 貴 様

奥 村 孝 宏

消防本部機能を市役所庁舎に移設することについて（報告）

令和3年12月6日に開催された「本庁舎建設に関する特別委員会」の席上において、私に依頼のありましたみだしのことについては、別添のとおりです。



## 1 消防組織法（抜粋）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第10条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第12条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第13条 消防署の長は、消防署長とする。

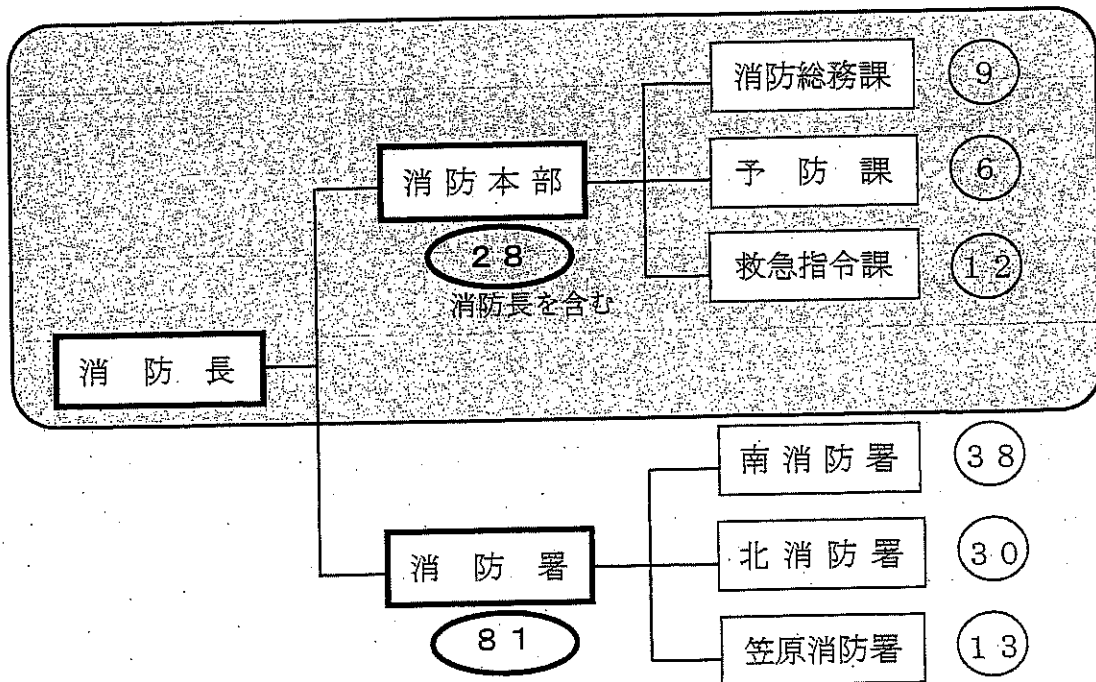
2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

第14条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

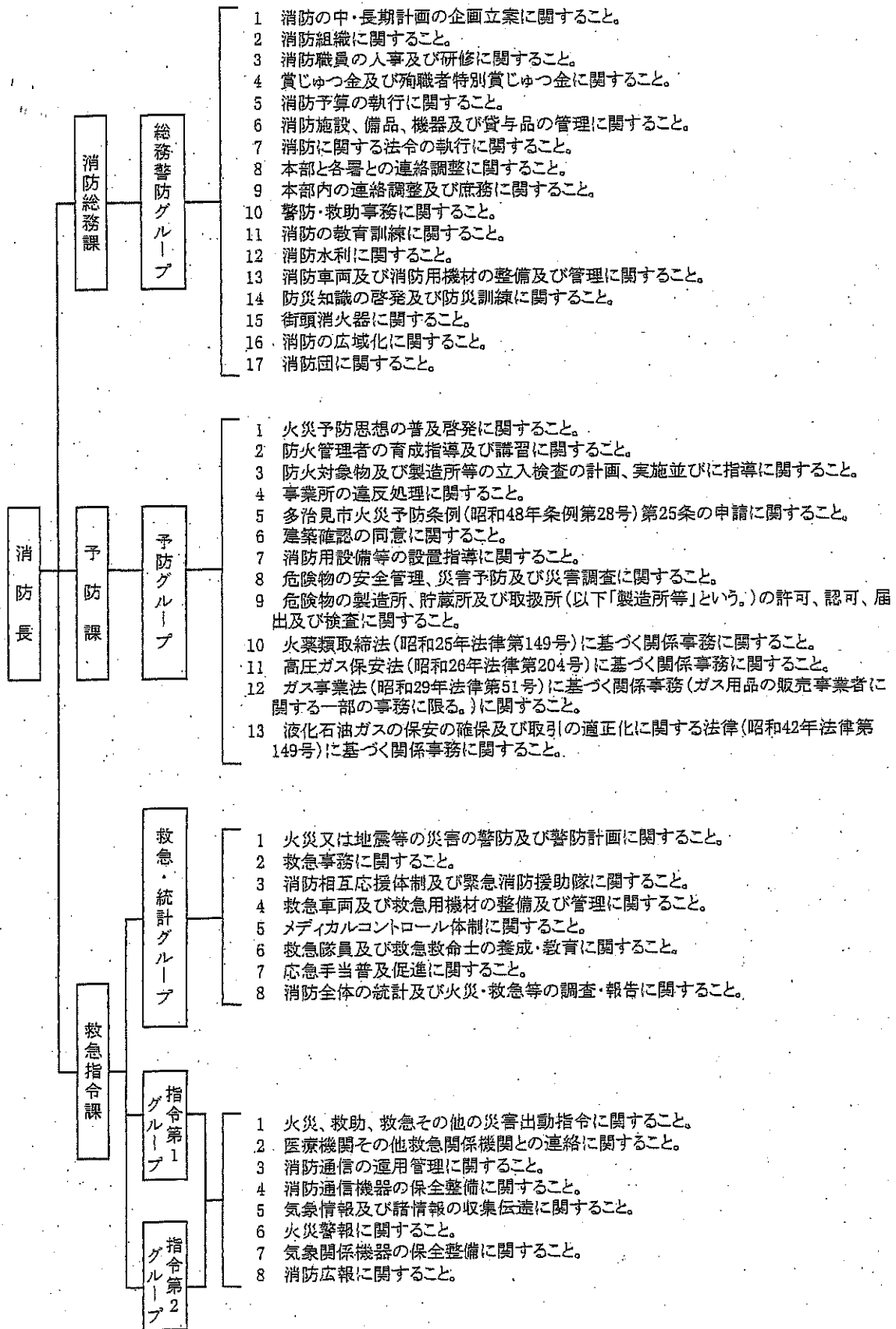
## 2 多治見市消防本部組織

消防職員定数109人（令和3年4月1日現在）

※ 数字は職員定数を表す



# 消防本部事務分掌



## 消防署事務分掌

